

長岡市介護認定調査員（個人委託）募集要項

1 業務内容

介護保険法の規定により、要介護等の認定を受ける被保険者に面接を行い、その心身の状況、置かれている環境、その他厚生労働省令で定める事項について調査を実施し、作成した調査票を市へ提出する。

※調査実施場所：調査対象者の自宅又は入院・入所施設等
（長岡市全域、近隣市町村）

2 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

※実績及び評価に基づき、契約更新する場合があります。

3 応募資格 ※以下のすべてに該当する者

- （1）介護支援専門員資格保有者であって、その業務において厚生労働省令で定める基準に違反したことがないこと。
- （2）都道府県等が主催する認定調査員新規研修を修了し、介護保険認定調査の経験が概ね1年以上あること。
- （3）契約成立時点において事業所等に所属していないこと。
- （4）調査に必要な交通手段及び通信手段等を確保できること。
- （5）新潟県や長岡市主催の研修会（同行訪問含む）に参加できる方で、認定調査員向けeラーニングシステムの受講が可能なこと。
- （6）月概ね5～10件程度の認定調査ができること。
- （7）原則70歳以下で、心身ともに健康であること。
- （8）認定調査で知り得た情報など、秘密の保護に関して責任の持てる方
- （9）暴力団員でない方、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない方

4 応募受付期間

随時

5 応募方法

介護保険課 認定係（アオーレ長岡東棟2階）に以下の必要書類を直接提出してください。

〔必要書類〕

ア 介護認定調査員（個人委託）登録申込書

イ 介護支援専門員証の写し(有効期間の分かるもの)

ウ 都道府県等が実施する認定調査員新規研修修了証明書の写し

（修了証明書がない方は、都道府県等へ修了年月日を確認してください。）

※応募書類については、返却いたしません。

6 契約までの流れ

必要書類の提出（郵送不可）

↓

書類選考

※複数名から応募があった場合、調査可能範囲が広い方や調査受託件数が多い方を優先的に選考する場合があります。

↓

選考結果の通知、契約手続き

↓

契約書類の直接提出（郵送不可）

※契約後、市の調査員の調査に同行していただきます。（委託料支払あり）

7 委託料の目安

認定調査1件につき、5,000円程度（消費税、交通費・通信費等を含む。）

8 必要書類提出先及び問い合わせ先

介護保険課 認定係（アオーレ長岡 東棟2階）

受付時間：土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

住所：〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

電話：0258-39-2245

FAX：0258-39-2278

9 賠償責任保険の加入について

・業務に関わる不測の事故により、法律上の賠償責任を負担することになった場合に備えて、賠償責任保険に加入することを各自でご検討ください。

・例えば、「一般社団法人 日本介護支援専門員協会」が提供する「介護支援専門員賠償責任補償制度」などがありますので、各自で協会等にお問い合わせください。